

滋賀県水源森林地域保全条例

平成28年1月1日から

水源森林地域内で土地取引などを行う
場合は **事前届出** が必要です。

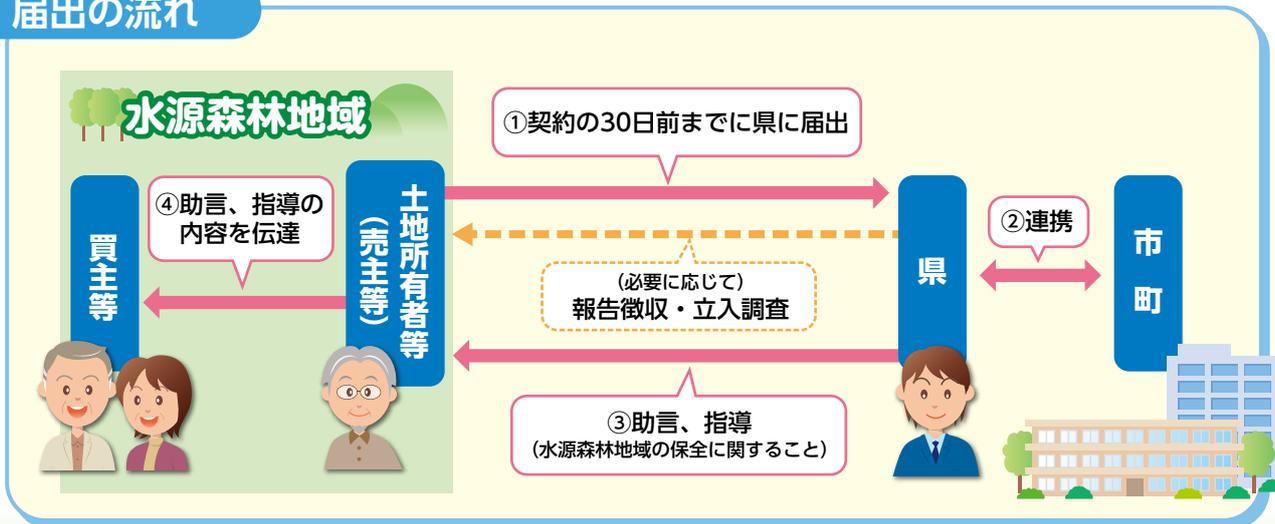
概要

本県の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることから、適正な土地利用に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転などの情報を事前に把握するための届出制度を導入します。

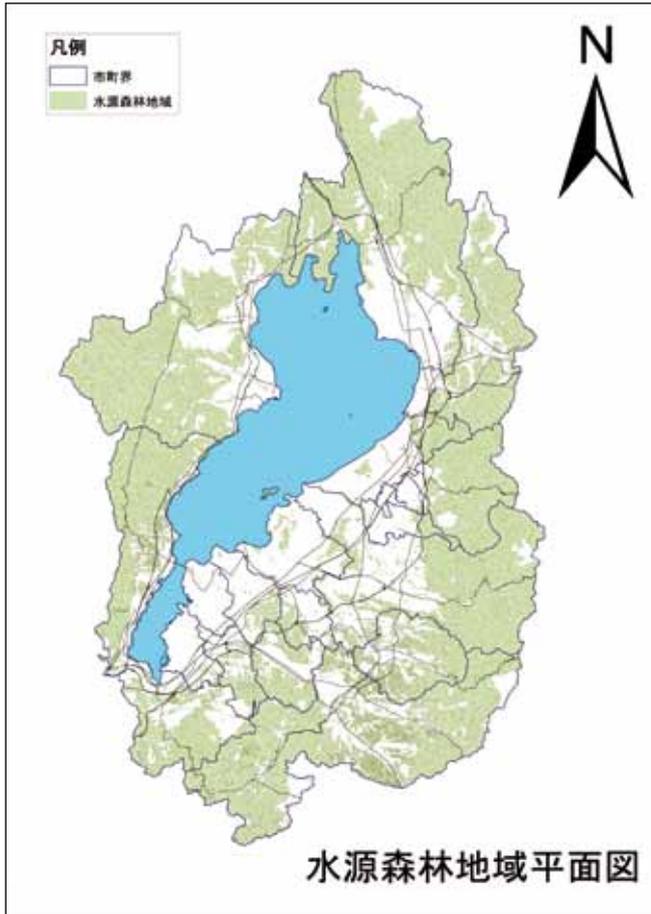
事前届出制度

- 届出の対象……………滋賀県内の水源森林地域で、地目が山林、原野、保安林の土地
- 届出の対象となる行為…所有権、地上権、地役権、賃借権および使用貸借に係る権利の移転または設定に係る契約を締結する場合（相続は対象外）
- 届出者……………土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出時期……………契約を締結しようとする日の30日前まで
- 届出先……………知事（土地の所在地を管轄する森林整備事務所）
- 適用除外……………国、地方公共団体、森林整備法人などへの権利移転などは届出不要

届出の流れ



水源森林地域



※詳細な水源森林地域は各森林整備事務所(支所)および森林政策課で閲覧することができます。

届出書

記入例
 平成28年1月20日

別記
様式第1号(第9条関係)
土地所有権等移転等届出書

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所 **大津市京町四丁目〇〇-〇**
氏名 **滋賀 太郎**
(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
電話 **077-528-〇〇〇**

滋賀県水源森林地域保全条例第7条第1項の規定により、次とおり届け出ます。

1 契約の当事者

当事者	氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
所有権等の移転等を行う者	滋賀 太郎	大津市京町四丁目〇〇-〇
所有権等の移転等を受けようとする者	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 大津 花子	大津市〇〇町〇〇〇

2 契約に係る土地の所在等

所在	面積(㎡)	契約の種類	所有権等の種別および内容
大津市〇〇12-3	1,530	売買	所有権
土地の利用目的	地目	現況	契約の締結年月日
〇〇事業の用に供するため	山林	山林	平成28年2月28日

注1 2の所在欄は、契約に係る土地の所在する市町名から記載してください。
なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記入欄が不足する場合は、「ほか〇筆(別紙記載)」とし、その詳細は、別紙に記載の上、添付してください。
2 2の契約の種類欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。
3 2の所有権等の種別および内容欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権等の使用もしくは収益を目的とする権利またはこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。
4 2の土地の利用目的欄は、土地所有権等の移転または設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。
5 次の書類を添付してください。
(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書または当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

届出先一覧

届出先	住所	電話番号	管轄 (届出に係る土地の所在地)
西部・南部森林整備事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-527-0655	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市
西部・南部森林整備事務所 高島支所	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6030	高島市
甲賀森林整備事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6117	甲賀市・湖南市
中部森林整備事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7718	彦根市・近江八幡市・東近江市 蒲生郡・愛知郡・犬上郡
湖北森林整備事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6617	長浜市・米原市

問い合わせ先

上記届出先一覧のうち、届出に係る土地を管轄する各森林整備事務所 または
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
 (TEL.077-528-3913 FAX.077-528-4886)
 (E-mail: dj0001@pref.shiga.lg.jp) までお問い合わせください。

ホームページ

滋賀県水源森林地域保全条例

検索